

議案第52号

鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例の一部改正について

次のとおり鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年2月21日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例の一部を改正する条例

鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例（平成17年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) 略

(4) 環境配慮住宅 環境への配慮に係る性能に関する評価が特に高いものとして知事が要綱で定める木造住宅をいう。

(5) 長期優良住宅 長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられたものとして知事が要綱で定める木造住宅をいう。

(6) 履歴情報保管住宅 建築、維持管理等に関する情報が記録され、適切に活用されるものとして知事が要綱で定める木造住宅をいう。

(7) 県産材活用改修等 県産材を0.3立方メートル以上使用して既存の住宅の増築、改築、修繕又は模様替（知事が要綱で定めるものに限る。）を行うことをいう。

(補助金の額)

第4条 略

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) 略

(4) 環境配慮住宅 長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられ、環境への配慮に係る性能に関する評価が特に高いものとして知事が要綱で定める木造住宅をいう。

(5) 県産材活用改修等 県産材を1立方メートル以上使用して既存の住宅の増築、改築、修繕又は模様替（知事が要綱で定めるものに限る。）を行うことをいう。

(補助金の額)

第4条 略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる住宅に該当する県産材活用住宅の建設等に対する補助金の額は、同項に規定する合計額に、当該各号に定める額（当該各号のうち2以上の号に掲げる住宅に該当する県産材活用住宅にあっては、その合計額）を加算した額以下とする。

- (1) 伝統技術活用住宅 15万円
- (2) 環境配慮住宅 5万円
- (3) 長期優良住宅 10万円
- (4) 履歴情報保管住宅 2万円

附 則

(施行期日)

1 略

(平成22年度における補助金の額の特例)

2 略

(この条例の失効)

3 この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる住宅に係る県産材活用住宅の建設等に対する補助金の額は、同項に規定する合計額に、それぞれ当該各号に定める額を加算した額以下とする。

- (1) 伝統技術活用住宅及び環境配慮住宅のいずれにも該当する住宅 32万円
- (2) 伝統技術活用住宅（前号に掲げる住宅を除く。） 15万円
- (3) 環境配慮住宅（第1号に掲げる住宅を除く。） 17万円

附 則

(施行期日)

1 略

(平成22年度における補助金の額の特例)

2 略

(この条例の失効)

3 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

4 略

4 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の交付決定に係る補助金について適用し、同日前の交付決定に係る補助金については、なお従前の例による。